

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第75号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する施行細則（平成28年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第3（第13条関係）	
区分	図書の種類
(略)	
申請に係る建築物が、法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	性能向上計画認定に係る省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）の写し
(略)	

改正前	
別表第3（第13条関係）	
区分	図書の種類
(略)	

(略)	性能向上計画認定に係る 省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）の写し
(略)	

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)